

道路の種類 及び路線名	区間	道路の 区間		変更前 後の別	幅員 メートル	区域
		前	後			
一般国道 三二三号	唐津市浜玉町南山字中繩手二七 番一地先まで	唐津市浜玉町大江字大江裏九三 番一地先から	唐津市浜玉町南山字中繩手二七 番一まで	二四・三 八・四	六四八・六	二六・〇
	唐津市浜玉町大江字大江裏九三 番一まで			八・一	六四九・二	四七八・五

●佐賀県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年六月六日から平成十九年七月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月六日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三二三号	唐津市浜玉町南山字中繩手二七一九番地先から	平成一九・六・六
	唐津市浜玉町大江字大江裏九三番一まで	

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の 区間		変更前 後の別	幅員 メートル	区域
		前	後			
県道 武雄白石線	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二三八〇番一地先まで	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二四八七番一地先から	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二三八〇番一地先まで	二七・六 五・五	四七五・一	二六・〇
	杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷 三二九一番一一二地先から	杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷 三二九一番一二地先まで	杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷 三二九一番一一二地先から	一五・四 六・二	三三五・八	二六・〇
	杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷 三二五八番三地先から	杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷 三二九一番一二地先まで	杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷 三二五八番三地先から	一・〇 五・四	四八八・四	二六・〇
	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二五七九番一八地先まで	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二四八七番一地先から	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二三八〇番一地先まで	三三五・九 四七三・九		二六・〇
	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二四八七番一地先から	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二三八〇番一地先まで				

●佐賀県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年六月六日から平成十九年七月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月六日

●佐賀県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年六月六日から平成十九年七月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄白石線	杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷[1][1]九一一番[1][1]地 先か[1] 杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷[1][1]九一一番[1][1]地先か で 杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷[1][1]五八番[1][1]地先か ま[1] 杵島郡白石町大字馬洗字上黒木[1][1]五七九番[1][1]地先か ま[1]	平成一九・六・六

杵島郡白石町大字馬洗字上黒木[1][1]四八七番[1][1]地先か
ま[1]

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定期変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年7月24日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成19年6月6日

佐賀県知事 古川 康

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市神野東四丁目10番36号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者・障がい児に対し、障害者自立支援法および小規模作業所、レスパイト・送迎サービス等に関する事業を行い、障がい者・障がい児など社会的ハンディキャップを持つ人たちが安心して暮し、社会の一員として自己実現を図るために支援を提供することにより、市民の誰もが生き生きと安心して暮していくことのできる社会の創造に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成19年6月6日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ南佐賀店

佐賀市南佐賀2丁目180番1 外10筆

2 届出の内容

大規模小売店舗の新設

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名

佐賀市

イ 法第4条「指針」に係る意見

1 申請のあつた年月日

平成19年5月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人ライフサポートハル

(2) 代表者の氏名 福島龍三郎

		意見なし
(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし	4 意見書の縦覧	意見なし
(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課	(2) 縦覧期間 平成19年6月6日から 平成19年7月5日まで	(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条 第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元 住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店 舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。 また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条 第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、神埼市長及び地元 住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店 舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。 また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条 第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元 住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店 舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。 また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。
平成19年6月6日 佐賀県知事 古川康	平成19年6月6日 佐賀県知事 古川康	平成19年6月6日 佐賀県知事 古川康
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパー ドラッグ コスモス 佐賀兵庫北店 佐賀市兵庫町大字藤木字三本杉575番4 外	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ 神埼店 神埼市神埼町田道ヶ里字駅三本松2306番1 の一部	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ 神埼店 神埼市神埼町田道ヶ里字駅三本松2306番1 の一部
2 届出の内容 大規模小売店舗の新設	2 届出の内容 大規模小売店舗の新設	2 届出の内容 大規模小売店舗の新設
3 意見の概要 (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要 ア 市町名 佐賀市	3 意見の概要 (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要 ア 市町名 神埼市	3 意見の概要 (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要 ア 市町名 神埼市
イ 法第4条「指針」に係る意見	イ 法第4条「指針」に係る意見	イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年6月6日から

平成19年7月5日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条

第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、東与賀町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成19年6月6日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンスーパーセンター佐賀店

佐賀郡東与賀町大字下古賀字一本杉87番地1 外

2 届出の内容

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年6月6日から

平成19年7月5日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、多久市納所土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成19年6月6日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	退任年月日
理 事	永田 安一	伊万里市二里町中里甲10番地	平成19年3月25日退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、多久市納所土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年6月6日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退年月日
理 事	徳永 裕幸	多久市東多久町大字納所1896番地	平成19年3月31日退任
"	秋永 宗夫	" " 2654番地	"
"	尾鷲 満	" " 4036番地1	"

" 田淵 芳次	" "	" 2745番地	"	
" 田代 豊彦	" "	" 2421番地	"	
" 野方 正義	" "	" 2259番地	"	
監 事 木下 繁	" "	" 3326番地2	"	
" 松瀬 勝利	" "	" 1989番地	"	
理 事 德永 栄幸	" "	" 1896番地	平成19年4月1日就任	
" 田渕 龍夫	" "	" 2431番地	"	
" 七浦 義明	" "	" 4258番地	"	
" 松尾 椎弘	" "	" 3446番地	"	
" 平林 和將	" "	" 2698番地イ第1	"	
" 松瀬 勝利	" "	" 1989番地	"	
監 事 七田 保博	" "	" 3151番地1	"	
" 挽地 貞則	" "	" 2269番地1	"	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年5月30日晴田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年6月6日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、平成19年5月30日北菱安町豆津土地改良区の解散を認可した。

平成19年6月6日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備）大町地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

次の公印は、平成19年4月22日限りでその登録を抹消しました。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立て書は、平成19年7月19日までに佐賀県武雄農林事務所（郵便番号843-0023 武雄市武雄町昭和265番地）に提出してください。

平成19年6月6日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（経営体育成基盤整備）大町地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間
平成19年6月7日から平成19年7月4日まで

3 縦覧の場所
大町町役場

小城市長 江里口 秀次から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、小城市営土地改良事業（基盤整備促進用排水施設）寺浦地区の工事が平成19年3月23日完了した旨届出があった。

平成19年6月6日

佐賀県知事 古川 康

平成17年3月25日県営土地改良事業（土地改良総合整備）牛津北部地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年6月6日

佐賀県知事 古川 康

平成19年6月6日

佐賀県知事 古川 康

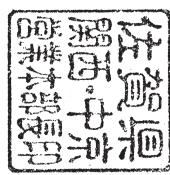


佐賀県大坂事務所長印

次の公印は、平成19年4月23日をもって登録しました。

平成19年6月6日

佐賀県知事 古川 康



佐賀県関西・中京営業本部長印

佐賀県関西・中京営業本部長印

申購
込読
先料
一
か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者
平成十九年六月六日
佐賀県知事
古川康行

印刷定日
毎週月曜日
株古川総合印刷